

平成23年10月7日

東京電力株式会社
常務取締役 廣瀬直己 殿

社団法人 日本医師会
常任理事 今村 聡



平成23年10月7日付（第3回）
福島第一原子力発電所等の原子力災害の
損害賠償請求に関する申し入れ

9月14日付（第1回）及び同月26日付（第2回）で貴社に申し入れた、下記事項への早急な回答を求めるものです。

- 1 財物も含め簡便な請求方式の受け入れ。
- 2 風評被害における「『本件事故』以外の要因による売上減少」を医療・福祉・介護などについては0パーセントとすること。

また、9月14日付（第1回）の申し入れに基づき、下記事項への早急な対応を求めるものです。

- 1 緊急時避難準備区域が解除されても賠償対象から外さないこと。
地域コミュニティの復興のために、率先して戻らざるを得ない医療機関等が、不安を感じないように特段の配慮を求めます。
- 2 医療福祉機関のための専門相談窓口の設置。

さらに、原発事故の一刻も早い収束、及び福島県民に与える健康被害に対する責任ある対応を要求してきましたが、福島県民等において発症する可能性の高い晩発性の健康被害へ、医療機関と共通認識のもとに、今後何十年にもわたり責任をもって対応することを求めるものです。

以上